

令和2年度 第6回 政策調整会議 会議録①

◆開催日時:令和2年7月 21 日(火) 16:00~16:20

◆開催場所:第2委員会室

◆出席委員:堤副市長、大下教育長、残総合政策部長、寒川総務部長、坂井財務部長、
松下まちづくり推進部長

◆審議事項

・モビリティサービス・クロスセクター・ミーティングの設置について……………市街地整備課⇒承認

◆審議概要

『モビリティサービス・クロスセクター・ミーティングの設置について』

〈説 明 者〉高橋市街地整備課長、森下交通政策担当主幹

◎付議依頼書に基づき説明

◎説明後、質疑応答

〈堤 副 市 長〉5、6年前から言われていることであるが、現行の計画策定時には議論しなかったのか。

〈市街地整備課長〉現在の地域公共交通網形成計画については、庁内の会議体は設けず、必要に応じ関係課と調整した。教育等の議論は特にしていない。

〈堤 副 市 長〉資料にも「AI などの新技術・サービスの進展も踏まえた」とあるが、結局は IT・ICT・IoT 化などスマート化の話であり、利用者の IT リテラシーの議論が不可欠である。また、効果を定量的に把握する必要がある、課題整理にあたり、各分野を縦軸に、コミュニティバスや路線バス、タクシー、駐車場、マイカーといったものを横軸におき、相関関係やメリット・デメリットをマトリックスで示されたい。

〈市街地整備課長〉承知した。

〈教 育 長〉政策決定会議下に専門会議を置くことは問題ないか。

〈総合政策部長〉現在8つの専門委員会がある。

〈教 育 長〉行政内部でセクターと呼ぶことは問題ないのか。

〈堤 副 市 長〉ここで言うセクターとは、主体ではなく医療や交通といった分野のこと。

〈教 育 長〉会議体名について、カッコ書きで「持続可能な移動手段確保のための庁内会議」といった市民が見てわかりやすいような名称となるよう工夫されたい。民間の鉄道会社やバス会社、商業関係者等が関わってくるが、それらと協議会はつくるのか。

〈市街地整備課長〉法定協議会で既に、鉄道事業者やバス事業者、商工会議所、医師会等が入った地域公共交通協議会というものを設定している。

〈教 育 長〉その協議会との関係性がわかるように記載を。会議のスケジュールについて、令和5年度の地域公共交通計画の改定に向け令和3、4年度に作業していくという理解でよいのか。令

和2年度は何もしないのか。

〈市街地整備課長〉活用できる資源やノウハウ等の整理及び総動員に向けた検討の整理として、各課でどういったことをしているか等の整理をしていく。

〈教 育 長〉モビリティサービス・クロスセクター・ミーティングはいつからスタートするのか。

〈市街地整備課長〉政策決定会議にて承認され次第スタートする。

〈教 育 長〉モビリティサービス・クロスセクター・ミーティングの目的としては、交通困難地域の改善や持続可能な移動手段の検討を行うということであり、そのために、幅広い行政分野の関係者が集う会議体を組織するという理解でよいのか。

〈市街地整備課長〉そうである。

〈総 務 部 長〉人員増の必要性について、現段階では未定という理解でよいのか。

〈市街地整備課長〉そうである。

〈総合政策部長〉本案件について、スケジュール及びミーティングの目的等について整理したうえで原案のとおり承認し、政策決定会議に諮ることとしてよいのか。

【異議なし】

⇒本件、原案のとおり承認し、政策決定会議に付議する。

令和2年7月 21 日

政策調整会議付議依頼書

依頼者名 まちづくり推進部長

下記事項について、効果的かつ効率的な市政運営実施のための会議の設置に関する規程第 14 条の規定に基づき、下記のとおり付議を依頼します。

記

付議事項名	モビリティサービス・クロスセクター・ミーティングの設置について
付議の目的 (ポイントを絞り込んで、簡潔に記載すること。)	公共交通への支援の意義を行政内で共有するとともに、新しい生活様式への対応を含めた施策の関連性等についての意見交換を行いながら、地域の暮らしと産業を支える基盤となる移動手段の持続的な確保に向けて、活用できる資源やノウハウ等を総動員して取り組む必要がある。 よって、交通分野だけでなく、クロスセクター効果に関連した幅広い分野の部署により構成する「モビリティサービス・クロスセクター・ミーティング(通称「M・C・M」)」を設置する
説明者	高橋 市街地整備課長
	森下 交通政策担当主幹
付議事項の概要	様式別紙に記載(必ず別紙様式をご提出ください。)

別紙

付議会議	令和2年度 第6回会議
付議事項	「モビリティサービス・クロスセクター・ミーティング」の設置について

★取組の目的

対象	公共交通政策
どのような状態を目指す	地域の暮らしと産業を支える基盤となる移動手段の持続的な確保

★総合計画上の位置付け

106020106	基本目標	I－6 海から山までをつなげ、新しい価値と活力を創出する
↑ここにコードを入力 (コードは「総計体系」を参照)	達成された姿	(2)人や物が盛んに市内を行き交っている
	目指す成果	①市内の移動がスムーズにできている
	行政の役割	カ 公共交通機関を利用しやすい環境づくりを進める

★現状と課題

公共交通サービスは、社会・経済活動を支える一種の社会資本であり、その便益はさまざまな分野に波及するため、基礎自治体における公共交通の支援に対しては、他の行政分野(医療、商業、交通安全、教育、定住促進、観光、福祉、財政、建設、環境、防災、地域コミュニティ)を含めて、公共交通が生み出す価値を整理し、地域の実情に応じた効果的かつ効率的な方策を見出すことが求められている。

令和2年5月27日に「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部を改正する法律が参議院にて可決され、地方公共団体による「地域交通計画(マスタープラン)」の作成を努力義務化。定量的な目標設定や毎年度の評価等によるPDCAを実施する等、バス交通活性化と公的支援のあり方を求められている。

(単位:千円)

実施中の取組及び予定する事項		決算(見込額)		予算額	見込額				
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
「岸和田市交通まちづくりアクションプラン【バリアフリー基本構想編】」策定									
「岸和田市交通まちづくりアクションプラン【自転車ネットワーク計画編】」策定									
活用できる資源やノウハウ等の整理及び総動員に向けた検討(R2～)									
「地域公共交通計画(マスタープラン)」に改定(施策の位置付け等)(R3・4)									
「地域公共交通計画(マスタープラン)」に位置付けられた取組施策の実施(R4～)									
財源内訳	国費								
	府費								
	起債								
	一般財源								
	その他								
事業費				計	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
				0	0	0	0	0	0

★当該事項に関連する人員増の必要性※

人員増の必要性		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
有	無	未定	未定	未定	未定	未定

★取組の効果を表す指標

						目標値				
	指標名	単位	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
①	市内をスムーズに移動できていると感じている市民の割合	%	34.1	33.3			39.1%			
②	ユニバーサルデザイン化が進んでいると感じる市民の割合	%	8.3	8.1			8.0%			

※事業費及び人員を確約するものではない。